

じっきょう 家庭科資料

(通巻 50 号)

みんなで家庭科を

No. **35**

巻頭

「個人情報保護法」
について考える

も く じ /

「個人情報保護法」について考える	1
上手な整理と収納	8
「次世代育成支援対策推進法」により 仕事と子育てはどう変化していくか	12

「個人情報保護法」について考える

東神田法律事務所弁護士 横山 哲夫

はじめに

2005 年 4 月 1 日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」(以下では「個人情報保護法」といいます)は、日本社会に大きな波紋を与えています。

これまで、企業などにおける個人情報の取り扱いにはきわめてずさんな場合が多く、個人情報の流失事故は連日のように報道されてきました。流失した個人情報による二次的被害も膨大なものがあったと考えられます。

そのような状況下で成立施行された個人情報保護法は、企業にとっては黒船の到来に類するものだったようです。その結果、病院で、薬を渡す際に名前を読み上げることをしなかったために他人に渡してしまった例など、過剰反応とも思える状況も現出し

ています。しかし他方では、法律施行後も個人情報の流出事故が後を絶ちません。法律はできてもまだまだ個人情報やプライバシーの意識がひとりひとりのものになっていないように思われます。

本稿では、この法律成立の背景と法律の内容、学校でどうかかわるかなどについて概観します。

個人情報保護法が成立するまで

(1) プライバシーと個人情報

プライバシーという言葉は日本では実定法になく、その概念については多くの見解がありました。現在では法的観点からは「自己情報コントロール権」という把握が支配的です。

プライバシーの権利は、1890 年にウォレンとブランドイスにより「ハーバード・ロー・レビュー」に発表された「The Right to Privacy」(プライバ

<図1 OECD 8原則>

- (1) 収集制限の原則
個人データは、適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集されるべきである。
- (2) データ内容の原則
収集するデータは、利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であるべきである。
- (3) 目的明確化の原則
収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべきである。
- (4) 利用制限の原則
データ主体の同意がある場合や法律の規定による場合を除いて、収集したデータを目的以外に利用してはならない。
- (5) 安全保護の原則
合理的な安全保護措置により、損失・破壊・使用・修正・開示等から保護すべきである。
- (6) 公開の原則
データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべきである。
- (7) 個人参加の原則
データ主体に対して、自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、または異議申立を保証するべきである。
- (8) 責任の原則
データの管理者は諸原則実施の責任を有する。

シーの権利)により初めて主張された、人権のカテゴリーの中では比較的新しい権利です。アメリカの法律家であったウォレンが当時のイエロージャーナリズムに私事を暴露されたという個人的な理由に由来する経緯は興味深いものがあります。たとえば、新保史生『「プライバシーの権利の成立過程」に関する若干の考察」(注1)でそのダイジェストを知ることができます。そこでプライバシーは「The right to be let alone」(放っておいてもらう権利)と定義されました。

日本では、三島由紀夫の小説「宴のあと」のモデルとされたA氏が起こした民事裁判、「『宴のあと』事件」判決(東京地裁判決1964年9月28日)で、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」としてのプライバシーの権利を承認したのが最初の裁判例です。以後、プライバシーの権利を認める多くの判例が集積して、一般にも広くプライバシーという考え方が浸透してゆきました。

ところが1970年代以降、コンピュータがそれまでの科学技術の道具から、情報処理装置として行政やビジネスの分野で広範に応用されるようになると、コンピュータによるプライバシー侵害の危険という新たな観点が加わることとなりました。そのよ

うな状況の変化を踏まえて、ヨーロッパ諸国で個人情報保護の立法がなされるようになりました。しかし、各国の立法は規制内容に齟齬があったことから、クロスボーダーの取引などで支障が生じるようになり、この整合性を図るべくOECD(経済開発協力機構)で協議されました。その結果、1980年に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」が採択されました。この勧告の付属文書に有名な「OECD 8原則」があります(図1)。OECDの8原則はその後の個人情報保護法制の世界標準となっています。

このようなプライバシーに関する経緯をふまえて、現在、プライバシー情報とは、個人の私生活上の、まだ社会一般の人が知らない、一般人なら公開を望まない情報、のことだとされます。

これに対して、個人情報保護法上の個人情報とは、生存者の、個人を、識別できる情報、の意味です(定義は後出)。一般的にも個人情報という言葉はこの意味で使われることが多いと考えられます。亡くなった人に関する情報や会社情報は、個人情報に含まれません。個人に関する情報であっても断片的な情報で個人を識別するに足りないものは、個人情報ではありません。しかし、他の情報を補う

ことによって個人を識別できるときは、これに含まれることになります。たとえば今年入学した生徒を「05123」（2005年に入学した五十音順で123番目の生徒）などとして校内で特定しても、これだけでは個人を識別することはできませんから、個人情報ではありません。これに住所など他の情報が加わることによって、個人情報となりうるわけです。

プライバシー情報と個人情報とは重なる部分を多くもちながらも、上記のとおり異なる概念です。個人情報保護法は後者を保護しようとするものですが、その成立過程では、プライバシー保護の議論の延長線上にこの法律が制定されたという面があることに留意する必要があります。

(2) 個人情報保護法の成立

コンピュータが自治体でも企業でも広く利用されるようになったことから、コンピュータとの関連でプライバシーが意識されるようになり、70年代から日本でもその法的枠組みが議論されるようになりました。そして、最初は東京都国立市など、自治体で「電算条例」のような形でプライバシーや個人情報保護を意識した条例が制定されるようになりました。1984年には福岡県春日市で初めての個人情報保護条例が成立しました。

国レベルでも、1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律」が成立しました。この法律は、行政機関保有情報に限定して、企業などの民間保有情報を除外している点、コンピュータ処理情報に限定してマニュアル処理情報を除外している点、記録された情報に誤りがあってもその訂正請求権が認められないなど、情報主体である国民の自己情報への権利が不十分であることなどについて批判を受けましたが、日本で最初に制定された個人情報保護法としての性質を有するものでした。民間保有情報についても法的規制を設けるべきだと議論はなされていましたが、ガイドラインの制定などにとどまり、立法には至りませんでした。

そのような状況のなかで、1995年にEU（ヨーロッパ連合）は「個人データ保護指令」を制定し、EU域内各国に対して、指令に適合するように3年以内に個人情報保護の法制化を求めました。また、域外の第三国への個人情報の移転は、当該第三国が、十分なレベルの保護措置を講じている場合に限り、保護措置が十分であるとは認められない場合に

は、当該第三国と協議することができるとされました。日本政府はこれに対する対応を迫られ、個人情報の取り扱いが適切であることを示すマークを民間業者に付与することによって、ガイドライン遵守を基礎づけようとしていました。そして、1998年に当時の通産省の「プライバシーマーク制度」や当時の郵政省の「個人情報保護マーク制度」が設けられ、一応の対応とされました。

さらに、1999年には当時計画されていた「住民基本台帳ネットワークシステム」（いわゆる「住基ネット」）の前提として、個人情報保護法制の整備が図られることとなりました。住基ネットでは、地方自治体が管理する住民基本台帳を電子データ化してネットで結ぶことが計画されていました。このシステムは、ネットワークを介して住民情報が流通することとなるため、包括的な個人情報保護制度の必要性が強く要請されたのです。

2003年5月、個人情報保護法は「個人情報保護関連5法」のひとつとして成立しました。

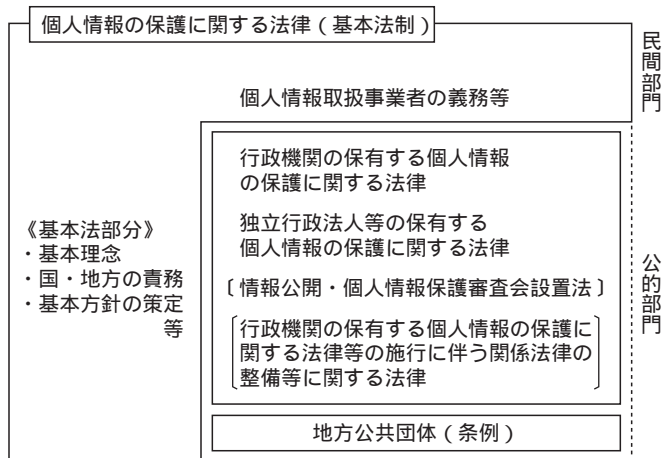
個人情報保護法は何を定めているか

(1) 個人情報保護法の構成

2003年5月に成立した個人情報保護法は、「個人情報保護関連5法」のひとつとされています。5法とは、個人情報保護法のほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（1988年制定の行政機関の保有する電子計算機等にかかる個人情報保護法の改正法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、のことです。このほかに、各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」（ただし、名称はさまざまです）があります。これらの法律の関係を図示しておきます（図2）。個人情報保護法は、分かりにくいのですが、基本法部分（第1章から第3章まで）と民間部門に関する一般法部分（第4章以下）とが合わさった法律です。公的部門の一般法は、5法のうちの個人情報保護法以外の4法で定めることにしています。

基本法部分は、個人情報保護に関する官民共通の基本理念などを定めています。ここでは、目的、定義、基本理念を定めた第1章「総則」と、第2章「国および地方公共団体の責務等」、第3章「個人情

<図2 個人情報保護関連5法の関係>



注）総務省Webページから。

http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/gaiyo/030307_1.pdf

報の保護に関する施策」から成り立っています。従って、地方公共団体が条例などを制定する場合にも、この基本法に則って制定すべきものとされます。

基本法部分は法律公布と同時に施行されました。ですから、2005年4月に個人情報保護法が施行されるとしてセンセーショナルに話題になったのは、同法の第4章以下の部分のことです。以下において、第4章以下の内容を概観します。

(2) 「個人情報」とは何か

この法律は、「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」と言葉を使い分けて、法律上の義務に相違を設けています。ですから、最初にそれぞれの言葉が何を意味するかを確認する必要があります。

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう」（2条1項）とされます。これを整理すると、生存者の、個人を、識別できる情報、ということです。

「個人データ」とは、「個人情報データベース等を構成する個人情報」（2条4項）とされます。要するに、個人情報をデータベース化して検索を容易にしたものです。

「保有個人データ」とは、「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、

消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものの以外のもの」（2条5項）とされます。大まかに言えば、個人データのうち6ヶ月を超えて保有、継続利用するもののことです。

このような言葉の使い分けは、後者ほど個人情報取扱事業者のその取り扱い上の義務が重くなるしくみとして意味があります（図3）。

(3) 義務を負っているのは誰か

個人情報保護法により義務を負っているのは、「個人情報取扱事業者」です。個人情報取扱事業者とは「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいいます。ただし、次に掲げる者（国など公的部門、その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者）を除く」（2条3項）とされています。政令の内容を含めて言い直すと、「過去6ヶ月間に一度でも5,000人分より多い、個人データを持ったことがある、民間事業者」のことです。

5,000人分というたいへん大きな数のようにも思えます。しかし、1日20人の客がいて、その客のデータが蓄積されていけば1年で突破する数字です。あるいは100人の営業マンがそれぞれ50人の顧客リストを持っていれば5,000人となります。在校生、教職員および卒業生の数を合計して5,000人を超えない私立高校はあまりないでしょう。

この法律は民間事業者を対象としています。公立学校では2005年の4月にあわてる必要はありませんでした。多くの個人情報保護条例などは既に制定されている場合が多いですから、もっと前にあわてなければならなかったのです。

(4) どのような義務を負うのか

義務の項目は図3にあげてあります。内容は次のとおりです。

・ 15条（利用目的の特定）：個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しな

<図3 保護の対象と義務の関係(○は適用があるもの)>

	個人情報	個人データ	保有個人データ
15条(利用目的の特定)	○	○	○
16条(利用目的による制限)	○	○	○
17条(適正な取得)	○	○	○
18条(取得に際しての利用目的の通知等)	○	○	○
19条(データ内容の正確性の確保)		○	○
20条(安全管理措置)		○	○
21条(従業員の監督)		○	○
22条(委託先の監督)		○	○
23条(第三者提供の制限)		○	○
24条(保有個人データに関する事項の公表等)			○
25条(開示)			○
26条(訂正等)			○
27条(利用停止等)			○

なければならない。

・16条(利用目的による制限): あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

・17条(適正な取得): 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

・18条(取得に際しての利用目的の通知等): 個人情報を取得した場合は、利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

・19条(データ内容の正確性の確保): 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

・20条(安全管理措置): 取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

・21条(従業員の監督): 従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

・22条(委託先の監督): 個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

・23条(第三者提供の制限): あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはな

らない。

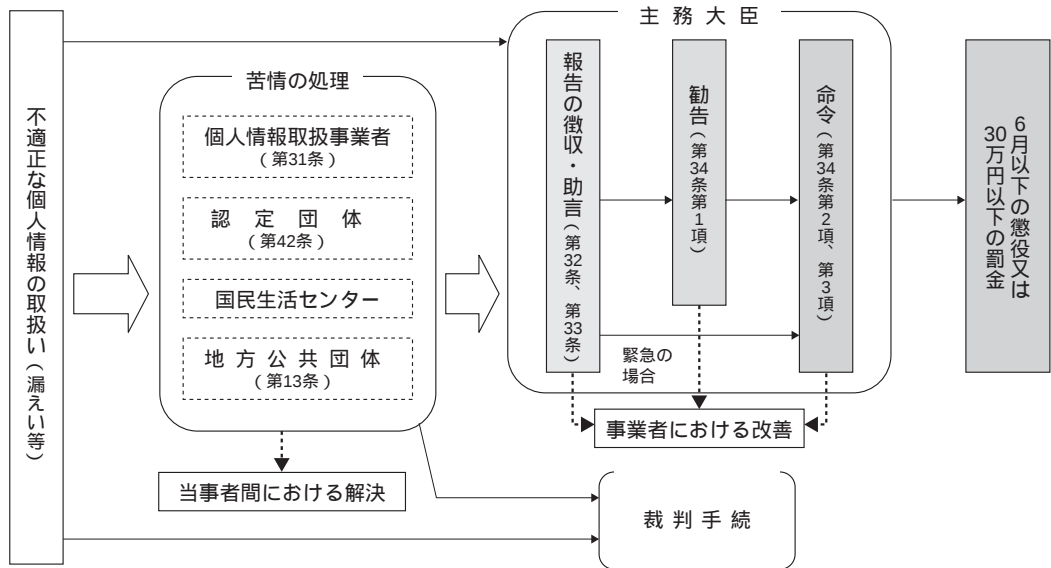
・24条(保有個人データに関する事項の公表等): 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の名称、保有個人データの利用目的などについて、本人の知り得る状態に置かなければならない。

・25条(開示): 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

・26条(訂正等): 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

・27条(利用停止等): 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められ、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

< 図4 実効性担保の仕組み >



出典：内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/tanpo.pdf>

(5) 個人情報保護法に違反した場合

事業者による違反があった場合、この法律は、基本的に当事者間における解決を想定しています。そのために個人情報取扱事業者は、「個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。その目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない」(31条)と定められています。苦情処理制度には地方公共団体などの関与も決められています(42条、13条)。さらに主務大臣の関与が定められています(32条ないし36条)。また、一定の違反行為に対しては、6ヶ月以下の懲役、30万円以下の罰金が規定されています(56条ないし58条)。これらの関係を図4に示します。

なお、個人がその情報を漏洩されたことなどを根拠に慰謝料請求などを行う場合、それはこの法律ではなく、民法の不法行為(民法709条以下)によることになります。ただし、個人情報保護法に違反したことは、不法行為の成立を認められやすくなるという意味があります。

学校はどのようにかわるか

(1) 個人情報取扱事業者としての学校

5,000人分以上の個人データを保有する私立学校

は、この法律の個人情報取扱事業者となります。ですから、そのような学校の教職員の皆さんはこの法律の適用を受ける組織の一員であるということを実感して行動することが不可欠です。なお、5,000人のカウントのしかたは在校生、教職員、卒業生などすべてを含みますから、大半の私立学校が個人情報取扱事業者に該当するものと考えられます。仮に、現在はまだその数に達していなくとも、この法律の定める規制はミニマムでありますから、これをクリアするように心がけて頂きたいものです。

法律の中で特に気をつけるべきいくつかの部分について書いておきます。第1に、情報収集に際してその目的を限定しかつ目的を開示します。第2に、保有情報を使用するに際して、目的外利用でないかを絶えず注意する必要があります。第3に、個人情報を同意なくして第三者に提供してはいけません。第4に、情報は正確・最新の内容になるようにつとめます。第5に本人からの開示には応じ、訂正の求めがあったときには確認して誤っていれば訂正すべきです。

なお、国公立の学校の場合は個人情報保護法の適用外です。しかし、学校を設立しているほとんどの地方公共団体や国は、条令や法律で個人情報保護制度を規定していますから、各学校の開設者の定める

個人情報保護法規を確認して対応を誤らないようにする必要があります。

最近の学校運営では、インターネットを利用する場面が増加していると考えられます。その際に、生徒の個人情報の取り扱いには十分な注意が必要です。そのような場合の考え方の一例として、「(宮城)県立学校における情報通信ネットワーク活用に係る個人情報保護規定」(注2)をあげておきます。

(2) 生徒に何を伝えるか

生徒の個人情報保護法との具体的な関わりは、個人情報取扱事業者としてではなく、情報の主体としてでありましょう。すなわち、事業者が個人情報を提供するとき、事業者が情報収集目的を明示しているか、収集目的以外の使われ方はしていないか、開示請求して事業者に登録された情報を確認したところそれに誤りがあった場合にどこに対して何を請求できるのか、などについての知識を提供することは有意義だと思います。

しかし、このようないわばハウツーの情報以上に、情報化社会と言われる今日、消費者として自分の情報を大切に生きていくこと、主体性をもって生きていくことの大切さを伝えてほしいと思います。現在の家庭科の教科書にも、消費経済の章に情報に関する項目があるはずですが。その中で、自分の名前や住所を安易に書いてしまった結果、消費者被害に遭う危険などが記述されているはずですが。また、たとえばインターネットに代表される情報の洪水の中で、真に価値ある情報と無益どころか有害な情報が社会的経験の乏しい若者にも容赦なく押し寄せてきて、判断を誤る危険が警告されていることと思います。

現場の先生方には、生徒たちに自分の個人情報を粗末に扱うことのないように、と指導して頂きたい

と考えます。それと同時に他人の情報やプライバシーを尊重する生き方も伝えてほしいものです。さらに、インターネットや情報公開制度を活用して、情報の洪水に流されない判断力を身につけるような指導も期待しています。本当に情報のもつ意味を理解すれば、悪意がない限り、個人情報流出事故や目的外利用によるトラブルなどを減少させることができると思います。

おわりに

2005年の春は個人情報保護法が嵐のように事業者を襲った感があります。何をどうすればよいのか見当がつかず、右往左往した結果の過剰反応も多発したようです。にもかかわらず、他方では今でも個人情報漏洩の報道が後を絶ちません。

これは思うに根は一緒で、要するに個人情報の重要性の無理解に由来するものと思われます。たとえば、個人情報の重要性はその個人の生命を上回ることではないのです。冒頭に書いた病院での薬剤取り違えの例は、そのことを現しているように思えます。

しかし、今起きている混乱はいずれ落ち着くところに落ち着くでしょう。それがどこに落ち着くのか、個人情報の重要性についての私たちの意識のありようがそれを左右することになると思います。

注1

<http://www.hogen.org/research/paper/lj21/privacy1.html>

注2

<http://www.mediaship.ne.jp/~ookawa-es/abouthp/index-3.html>

サブテキスト(教科書形式のテキスト)

調理 1 ○理論編

定価 1,100 円

調理 2 ○実習編

定価 1,100 円

栄 養

定価 1,000 円

リビングデザイン

定価 1,300 円

被服製作実習

定価 612 円

被服材料

定価 800 円

家庭看護・福祉 新訂版 予価 1,300 円

学習ノート (予価 630 円) 指導資料 (予価 3,675 円) 完備 新訂版は 2006 年 1 月発行

価格は 2005 年 10 月 1 日現在、税込